

平成24年度 第3回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成24年6月20日（水）14時30分から15時22分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	町田 博喜
	4番	吉岡 政和
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

議案第7号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件

議案第8号 非農地証明書交付の件

議案第9号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理

報告第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

議案第10号 農業委員会委員の辞任につき同意を求める件

6、農業委員会事務局職員

事務局長 森 正一

係長 東 孝二

主事 立花 逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、12番高田孝委員、13番尾崎清政委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議長 まず、議案第6号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第6号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」2件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案第6号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

14番(丸) 議案第6号の1についてご説明します。

申請農地は、阪神高速7号北神戸線の山口南出入口の北西100mのところにあります。

譲渡人の さんは、当該農地を平成10年に相続で取得したものの、教員の仕事との兼業で営農規模の縮小を希望しつつ、現在に至っておりますが、この度、規模拡大を希望する方があらわれ、農地法第3条の申請により所有権を移転するものです。

譲受人は、上山口第3農会に所属しており、当該農地周辺にも多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。

11 番（茶谷）

以上で、地元委員の説明を終わります。

続いて、議案第 6 号の 2 についてご説明します。

申請農地は、国道 176 号名塩東口交差点の西北西約 200 m のところにあります。

譲渡人が抵当権の実行で競売にかけられた当該農地を落札し取得したものです。農地法第 3 条の申請により所有権を移転するものです。

譲受人は、上山口第 3 農会に所属しており、多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長

地元委員の説明が終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

（質問、意見）

議 長

なければ、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同

（異議なし）

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにいたします。

議 長

続きまして議案第 7 号「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の 2 ページについてですが、議案第 7 号「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請の件」1 件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

議案書、本日配布資料の「農地等の転用の許可申請に係る意見書（案）」を基にご説明します。

その前に、市街化調整区域農地での農地転用手続き等についてですが、県知事の許可となり、当該農地の所在市の農業委員会が、県知事に対して立地基準、一般基準を満たしているか検討し、意見書を送付することとなっています。

立地基準とは、農地の程度、例えば、規模、集団性、市街化の程度に応じて農地を区分し、その区分により転用できるものを限定するための基準となります。

一般基準とは、当該農地で転用事業の必要性、程度の妥当性、代替性等を添付書類等によって確認し、実現可能なものかどうかを判断する基準となります。

なお、いずれの基準も満たさない限りは、法令で許可できないこととなります。

【議案第7号を議案書、別添資料をもとに朗読】

以上から、農地区分は、申請地の側道には、上下水管が埋設されており、転用地から概ね500m以内に2以上の教育施設・医療施設等があるため、第3種農地と判断されます。また、一般基準についても、資力・信用については、金融機関の残高証明により確認し、計画日程及び内容からも事業目的が果たされ、周辺農地の影響についても問題なく、関係者に対する同意書も揃っております。本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いいたします。

12番(高田)

議案第7号について説明いたします。

鷲林寺2丁目の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、県道82号鷲林寺交差点の東、約500mのところにあります。

現在、農地は耕作地として適正に管理されていますが、所有者の本業である造園業の経営上、駐車場とその進入路の確保が必要になり、本申請をすることになりました。

国の定めた立地基準にも、抵触する箇所もないため、県知事に対して意見書を付して申請書を送付しても問題は無いと考えます。

以上で地元委員の説明は終わります。

議長

地元委員の説明が終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

(質問、意見)

議長

なければ、議案第7号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては意見書を付して県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第7号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、兵庫県知事に進達することにいたします。

議長 続きまして議案第8号「非農地証明書交付の件」を上程いたします。
 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の3ページについてですが、議案第8号「非農地証明書交付の件」1件でございます。併せて本日配布いたしました地図をご覧ください。
 【議案8号を議案書をもとに朗読】
 願出農地は、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である場合であるとして西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第4号の規定に基づき非農地証明願なされたものですが、20年前の現況が森林の様相を呈しているとして、国土地理院の航空写真の添付がなされているものの、平成24年6月5日に会長、大前委員、事務局により実施した現地調査の時点において、当該願出地は、耕作放棄地と判断できても、森林の様相を呈しているとは言えず、農地に復元することが可能であるとの調査結果でした。
 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
 次に地元委員の説明をお願いいたします。

12番(高田) 議案第8号についてご説明します。
 申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけたと思いますが、県道82号鷲林寺交差点の西北西、約300mのところにあります。
 申請地は、耕作されておらず、雑草に覆われ、所々に低木が生えている状況ではありますが、農地に戻すことが、極めて困難とは言える程の山林化したものでないと思われず。
 つきまして、当該申請については、交付しないのが妥当と考えます。
 以上で地元委員の説明は終わります。

議長 地元委員の説明が終わりました。
 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

2番(坂口) 今の話だと、ここは今までに耕したことはないのかな。

12番(高田) 楠木が大分、生い茂っていた時期があったのですが、私の記憶では、一度全部撤去された記憶はありますが、その後、持ち主の方が亡くなられたということをお聞きしておりまして、それ以後は、今の現状が続いているという認識しています。

2番(坂口) そうか、耕作はなしか。

12番(高田) 私が、農業して30年ですので、それ以前のことにつきましては、わかりません。

7番(大前) 現地調査の際、農地らしいところに資材をおいておいてはだめだと言った。

あれは、まずい。トラクターでひっくり返せば、なんとかなりそうなところにそうしたことをしてはいけない。

12番（高田） 議長 あそこは、里道がありますが、1.8mしかありません。

議長 他になければ、議案第8号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付しないこととしてご異議ございませんか。

委員一同 議長 （異議なし）

議長 ご異議がないようでございますので、議案第8号につきましては、証明書を交付しないことといたします。

議長 続きまして議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。

事務局 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の4ページ2件でございます。議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めるものです。

【議案9号を議案書をもとに朗読】

番号1の さんは、平成24年4月14日に享年62歳でお亡くなりになり、妻である さん59歳と長女の さん36歳が当該農地を相続することになりましたが、他にも5筆で50アールほどの農地を耕作しており、維持することが困難なため、また、番号2についても、 さんは、平成23年8月18日に享年77歳でお亡くなりになり、長男である さん47歳とが当該農地を相続することになりましたが、他にも3筆で30アールほどの農地を耕作しており、維持することが困難なため、いずれも生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、同法の規定に基づき、農業委員会に対し、被相続人が、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものでございます。

議長 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

議長 次に、地元委員の説明をお願いいたします。

9番（松井） 議長 議案第9号の1についてご説明いたします。

大森町の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、阪急電鉄長田町車庫の北東、約250mのところにあります。

農地は、耕作地として適正に管理されています。

5 番（松本）	<p>以上で地元委員の説明を終わります。</p> <p>議案第 9 号の 2 についてご説明いたします。</p> <p>大島町の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、国道 171 号上大市 4 丁目西交差点の南、約 50 m のところにあります。</p> <p>農地は、耕作地として適正に管理されています。</p> <p>以上で地元委員の説明を終わります。</p>
議 長	<p>地元委員の説明は終わりました。</p>
議 長	<p>本件に対してご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員一同	<p>（質問、意見）</p>
議 長	<p>なければ、議案第 9 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>ご異議がないようでございますので、議案第 10 号につきましては、証明書を交付することといたします。</p>
議 長	<p>これより報告案件に入ります。</p> <p>まず、報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 5 ページ 2 件でございます。</p> <p>【議案書朗読】</p> <p>当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたのでご報告します。</p>
議 長	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
委員一同	<p>本報告に対し、ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>（なし）</p> <p>質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。</p>
議 長	<p>次に、報告第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>報告第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 6 ページ 3 件でございます。</p> <p>【議案書朗読】</p>

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の説明は終わりました。

本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書7ページ6件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の説明は終わりました。

本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。

事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書8ページ2件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(なし)

議長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして追加議案に入ります。

議案第10号「農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」を上程いた本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第24条第1項並びに

農業委員会会議規則第10条の規定により、町田委員、吉岡委員が除斥の対象になりますので、おそれいりますが、議場からの退席をお願いいたします。

(対象委員退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【事務局長提案概要説明】

議長 只今、事務局の説明が終わりました。

本件についてご意見はございませんか。

ご意見もないようですので、本件は同意することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第10号「農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」につきましては、同意することに決定いたします。

(対象委員帰席)

議長 只今、議案第10号「農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」につきましては、同意することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

町田委員、吉岡委員におかれましては一年間という短い期間ではございましたが、農業委員としてご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。今後も市政におけるご活躍をお祈りしますとともに、西宮市の農政にも引き続きご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは辞任される、委員に一言ご挨拶をお願いします。

(町田委員および吉岡委員挨拶)

議長 ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

議案第6号 番号1

【譲受人】	【譲渡人】	【作成者】	
		農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
農地法第3条第2項各号	該当しない理由		該当有無
第2項第1号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式	該当 しない
	・労働力の確保状況	本人、父、母	
	・技術	露地栽培にて既に取得できているものとする。	
	・通作距離	0.5km	
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。		
第2項第2号 農業生産法人以外の法人	個人であるため該当しない。		該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。		該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：200日 父：60日 母：80日	該当 しない
第2項第5号 下限面積達しない場合	当該地区の下限面積 ・1000㎡	取得前：11,452㎡ 取得後：11,478㎡	該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり転貸には該当しない。		該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）	該当 しない
	・農業水利の阻害	なし（地元農会と取り決め済み）	
	・無農薬栽培等	なし（現地調査より）	
	・特定品目の生産阻害	なし（現地調査より）	
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。	
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成24年6月5日に農業委員、坂口代理、大前委員、当該地区の担当の丸委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。		

議案第 6 号 番号 2

【譲受人】	【譲渡人】	【作成者】	
		農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
	ただし、農地法施行規則第 10 条第 1 項により譲受人の単独申請		
農地法第 3 条第 2 項各号	該当しない理由		該当有無
第 2 項第 1 号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式	該当 しない
	・労働力の確保状況	本人、妻	
	・技術	露地栽培にて既に取得できているものとする。	
	・通作距離	0.1km	
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。		
第 2 項第 2 号 農業生産法人以外の法人	個人であるため該当しない。		該当 しない
第 2 項第 3 号 信託	信託ではないので該当しない。		該当 しない
第 2 項第 4 号 農作業常時従事	・原則 150 日以上	本人：60 日 妻：60 日	該当 しない
第 2 項第 5 号 下限面積達しない場合	当該地区の下限面積 ・ 1,000 m ²	取得前：1,763 m ² 取得後：1,924 m ²	該当 しない
第 2 項第 6 号 転貸	許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり転貸には該当しない。		該当 しない
第 2 項第 7 号 地域調和に支障を生ず るおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）	該当 しない
	・農業水利の障害	なし（地元農会と取り決め済み）	
	・無農業栽培等	なし（現地調査より）	
	・特定品目の生産障害	なし（現地調査より）	
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。	
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成 24 年 6 月 5 日に農業委員、坂口代理、大前委員、当該地区の担当の茶谷委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。		

農地等の転用の許可申請に係る意見書 議案第7号

1 申請区分	法第4条第1項	法第5条第1項	許可条件変更承認			
2 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	譲受人(借人)	氏名		住所		
	譲渡人(貸人)	氏名		住所		
3 権利の種類	所有権	賃借権	使用貸借	その他()		
4 申請に係る土地の所在、地番及び地目別面積	所在及び地番		面積	左の地目別面積		
	鷲林寺2丁目		77㎡	田 77㎡	畑 0㎡	採草放牧地 0㎡
5 耕作の状況	自作地 小作地 (耕作者氏名)					
6 都市計画区分	市街化調整区域					
7 土地改良事業の施行状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
8 申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外 (告示 年 月 日)		
	農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外 (決定 年 月 日) (農用地区域除外済)		
9 農地区分	農地区分	農振農用地 甲種 第1種 第2種 第3種				
	農地区分の該当事由	・ 申請地の側道には、上下水管が埋設されており、転用地から概ね500m以内に2以上の教育施設・医療施設等があるため。				
		永久転用 一時転用(年 月 日まで)又は(許可の日から 年間)				
10 転用の期間	許可	不許可	条件付き許可()			
11 行政庁の免許、許可、認可の処分の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法の規定による納税猶予の対象 有 無 ・ 第2種農地等で代替性の検討が必要な場合、その検討内容について 					
12 農業委員会の総合意見						
13 その他参考となるべき事項						

